

ドイツにおける被害者支援と法整備の状況

獨協大学 安部 哲夫

1. ドイツにおける被害者支援の発展に見る4つの段階

- 1) 1976年5月11日 「暴力犯罪被害者補償法」の成立、5月16日施行。
Gesetz ueber die Entschaedigung fuer Opfer von Gewalttaten
(1985年,1993年,2004年に一部改正)
1976年9月24日 民間支援団体「白い環」(Weisser Ring)が設立される
- 2) 1986年12月18日 「刑事手続における被害者の地位改善に関する第1次法律
(被害者保護法)」の成立、1987年4月1日施行。
- 3) 1994年10月28日 「犯罪対策法」の施行による刑法一部改正(刑法46a条
被害者・加害者の和解条項の導入)
- 4) 2004年9月1日 「刑事手続における被害者の権利に関する法律」の施行。
 - ・殺人の被害者遺族に国費による被害者付添人を付す権利を認める
 - ・被害者は、手続のいかなる段階でも、信頼できる人を伴わせることができる
(付添人が出席することで捜査・審問等の目的が達せられない場合にも)

* 1998年12月1日「証人保護法」の施行

* 2001年5月3日「刑事手続における被害者の地位に関する欧州評議会の大綱決議」

* 2002年1月1日「暴力行為、つきまといの被害者の民事上の保護に関する法律」の施行

2. 「暴力犯罪被害者補償法」の意義と運用の現状

- 1 ドイツの被害者補償は、社会国家主義を理念とする社会保障制度の枠組みの中に位置づけられており、一定の社会的な弱者への経済的保障をすすめる制度である。それゆえ、被害者補償は本法の適用をうける対象者について戦争被害者や傷病者を対象とする「連邦給付法」に基づいて行われ、補償金が年金として支払われている。
- 2 事務管轄は、これまで連邦健康社会保険省(Bundesministerium fuer Gesundheit und Soziale Sicherung 現在は連邦労働社会福祉省)にあり、被害者補償を受けている年金受給者は、2005年6月現在で14,300人という(BGSSの冊子 HILFE FUER OPFER VON GEWALT TATEN 2005年7月版)。
- 3 本法の適用範囲は、ドイツ域内(ドイツ国籍の航空機艦船を含む)に限定されており、ドイツ人が外国で被害にあった場合には当該国の法制の適用下にあるものとして除外される(補償法1条1項)。
- 4 対象者(補償申請者)は当初より原則的に故意の違法な暴力的攻撃に対して被害を受けたものに限定されているが、給付請求権者の範囲は、条文上広がりをもってしている。たとえば、暴力的攻撃の定義には、毒物の投与が含まれ(補償法1条2項1号)社会的に危険な方法をもって惹起された犯罪によって生命・身体に被害を受け

た場合のように重大な結果的加重犯の場合においては、少なくとも過失が認められる場合（同条 2 項 2 号）も含まれる。また、補償申請者として、外国人であっても、EU 加盟国の国民や相互主義の下にある国民などは無条件に認められ（同条 4 項）3 年以上合法的に居住している者にもドイツ人同様の給付請求権が認められている（同条 5 項 1 号）。

- 5 給付は、被害者本人だけでなく配偶者、子ども、両親も対象となるが、給付の内容がそれぞれ異なっている。被害者本人には、医療費、交通費、リハビリ費用、休業補償、生活費、介護費などが支払われるが、重要なのは、終身にわたって支払われる基本年金である。金額は、就業能力の減退率によって異なり、30%程度で月額 118 ユーロ、100%喪失では 621 ユーロが支払われる。さらに 65 歳以上の重篤な被害者については、たとえば 50～60%の就業能力が減退した場合には、月額 24 ユーロが追加される（連邦支給法 31 条）。支給法は、申請者の状態に応じた細かな規定を明記している。

* 1 ユーロは約 150 円

- 6 被害者が死亡した場合、被害者が支給されることになる金額に応じて葬祭料が支給される（同法 37 条）。このほか、配偶者には基礎年金として月額 372 ユーロが支給される（同法 40 条）。また子どもには調整した月々の金額 184 ユーロが一定期間支給される。両親ともに失った場合には同様に 256 ユーロが支給される（同法 47 条）。
- 7 警察統計によると 2004 年の暴力犯罪の認知件数は 21 万 1,172 件であるが、同年になされた補償申請件数は、2 万 864 件である。申請が認められたものは 8,256 件と少ない。その多くは医療費などの一時金であり（6,478 件）年金として受給が認められたのは 1,725 件（このうち 1,395 件が被害者本人、330 件が配偶者などへの年金）である（Weisser Ring の資料による）。

3. 「白い環」の活動について

- 1 ドイツの被害者支援は、「白い環」の活動によって支えられ組織化されている。これまで 30 年にわたり、ドイツ全域で地道な活動を進めてきている。その主要な活動として、被害者に寄り添う具体的な支援、被害防止のための活動、被害者理解を深めるための地域集会の開催・広報活動、被害者支援者の研修、被害者に配慮した法政策などの推進（ロビー活動）などをあげることができる（<http://www.weisser-ring.de>）。
- 2 ドイツ全域に約 400 箇所の「白い環」傘下の「被害者支援センター」があり、2700 人以上のボランティアスタッフが被害者相談をはじめとする支援を行っている。最初のコンタクトは、ドイツのどこからでも通話できる 01803・343434 へのホットラインによっている（1 分 9 セント）。その後地域スタッフが個別に対応するシステムである。メールなどによるコンタクトもなされている。
- 3 「白い環」の活動は、多くのまた様々な職域の人々によって支えられている。弁

護士や医師、ソーシャルワーカーなどの専門家はもちろん、多くの市民が研修をうけつつ支援活動に参加するほか、テレビタレントや大学教授が広報活動を担ったりしている。資金援助を含めた会員数は現在 6 万人ほどに成長している。

- 4 「白い環」の活動資金は、会員による会費や寄付金によるが、区裁判所が徴収した交通事件関連の罰金の割当て金も、重要な活動資金である。2004 年度の会計報告書によると、寄付金が 510 万ユーロ、会費収入が 160 万ユーロ、罰金割当てが 140 万ユーロ、その他の収入を併せ、全体で約 1100 万ユーロ（16 億 5000 万円）の収入となっている。このうち、500 万ユーロ（7 億 5000 万円）ほどが直接の被害者支援への支出（手続費用や弁護士費用、医療費補助などを含む）となっているほか、防犯活動費として約 40 万ユーロが支出されている。
- 5 ドイツの被害者支援は、このように大きな組織となった「白い環」によって支えられている。ドイツ語圏のみならずベネルクス 3 国にも拠点をもって EU をも動かす圧力団体に成長してきている。ドイツ国内ではネットワーク化が進み、被害者支援への迅速できめの細かい活動と、定期的なキャンペーン活動やフォーラムの開催、広報活動などを通じて WEISSER RING の存在は周知されている。

4 . ドイツの被害者支援と刑事手続

- 1 ドイツの刑事手続における被害者の地位は、ドイツの刑事訴訟法という特質はあるものの、被害者の手続参加（異議申立、忌避、陳述権など）や、被害者の情報取得（記録閲覧）、弁護士の付添い・支援、被害者のプライバシー保護、損害賠償の実効性などの改革を通じて（1986 年）に進められてきた。
- 2 2004 年の「被害者の権利に関する法律」はこれまでの刑事手続における被害者の地位をより高めるものとなった（被疑者・被告人と同様の権利保障）。たとえば、「白い環」がこれまで強調してきた「国の費用で」被害者弁護人（付添人）をつける権利が認められたことは大きな成果である。
- 3 被害者にとって、いつでも信頼できる人がそばに居ることが重要だが、2004 年法はそのことを可能にした。「白い環」のボランティアが活動する場面が多くなっているが、「あなたはひとりではない」という言葉が、上滑りしないものになっている。
- 4 被害者保護法（1986 年）成立の指導的役割を担ったベーター・リースは、「人間の尊厳」（ボン基本法 1 条）を基本に据えて、国家は、被告人と同様、被害者にもその人間性を重んじるように法を整備すべきであるものとした。そのことから、刑事手続上の被害者の地位の改善に努めたものであったが、他方において、刑法の謙抑性原理から、処罰から和解・弁償への道筋をも引くものであった。
- 5 ドイツで長い実績をもつ「被害者・加害者和解」（TOA）については、刑法 4 6 a 条に刑の減免事由として明記され、これを進めるための活動も様々なプロジェクトにおいて果たされてきている。